

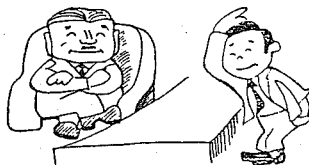
日頃から心がけようきれいな選挙

●贈らない



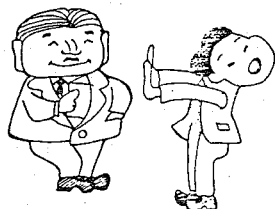
政治家や候補者などの方は選挙区内の人に寄付をしてはいけません。

●求めない



何びとも選挙区内の政治家や候補者などに寄付を求めたり寄付をするようすすめてはいけません。

●もらわない



何びとも選挙区内の政治家や候補者などから寄付をもらってはなりません。

政治家や候補者などが選挙区内の人に次のような寄付をすることは法律で禁止されています。また、私たち有権者も、このような寄付をねだると法律違反になります。

- 結婚、出産、入学、卒業などのお祝いの金品を贈ること。
- お祭りのときにお金を寄付したり、お酒などを届けること。
- お葬式の香典、供花などを贈ること。
- 旅行の際に饞別を贈ったり、食事、みやげなどを差し入れること。
- お中元やお歳暮を贈ること。
- 落成式や開店祝いに花輪を出すこと。

明るい選挙の 標語を募集

新津市選挙管理委員会では「明るい選挙啓発標語」を募集します。ふるってご応募ください。

□応募規定

内容 明るく正しい選挙を推進することを言い表す標語

応募資格 市内に在住または在職している人

募集期間 三月十五日から五月三十一日まで

応募方法 官製ハガキに標語と住所・氏名・年齢・職業を記入し市選挙管理委員会までお送りください

〒九五六 新津市本町二丁目二番一号 新津市選挙管理委員会
(☎4-1111内線330)

賞 入賞作品には記念品をさしあげます

その他 入賞作品の著作権は新津市選挙管理委員会に所属し、特に優れた作品は、選挙啓発資料として活用させていただきます。